

洋上風力発電事業と漁業との共生を目指して

**沿岸域・沖合域における洋上風力発電施設建設
に伴う漁業影響調査実施要領の概要**

漁業をめぐる動き

- ・ 環境と開発に関する国際会議(1992) による持続可能な開発の決定
- ・ 生物多様性条約(1993)による生物多様性の保全
- ・ 国連海洋法条約(1994)による排他的経済水域と海洋資源・海洋環境の管理義務
- ・ 環境基本法(1993)・環境影響評価法(1997)による環境の保全と環境アセスメントの必要性
- ・ 水産基本法(2001)・水産基本計画(2022)による基本的な方向性と自給率の向上
- ・ 食品安全基本法(2003)による安全・安心な食品の確保
- ・ 日本学術会議答申(2004)による水産業の多面的機能の維持
- ・ 漁業影響調査指針(2005)の公表
- ・ パリ協定による気候変動問題に関する国際的な枠組みの採択 (2015)
- ・ 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用促進に関する法律(2018)
- ・ 漁業影響評価指針(2023)の公表
- ・ 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律(2025)

沿岸・沖合・遠洋漁業の重要性

- ・ 安全・安心な水産物の安定供給/水産資源の持続的利用の維持および安全性の確保
- ・ 水産資源の依存する生態系およびその機能の保全/伝統的な文化と恵み豊かな水産資源の継承

一般社団法人全国水産技術協会

〒105-0003 東京都港区西新橋二丁目 15 番 7 号

MSC 西新橋ビル 5 階

TEL 03-6459-1911 FAX 03-6459-1912

e-mail zensuigikyo@jfsta.or.jp

HP <http://www.jfsta.or.jp/>

I. 総論

1. 領海・内水および排他的経済水域とは
2. 沿岸漁業、沖合漁業、遠洋漁業とは
3. 領海・内水および排他的経済水域と各種漁業操業海域との対比
4. 沿岸域および沖合域における漁業の現況
5. 水産業・漁村の多面的機能

II. 洋上風力発電施設建設に伴う漁業への影響

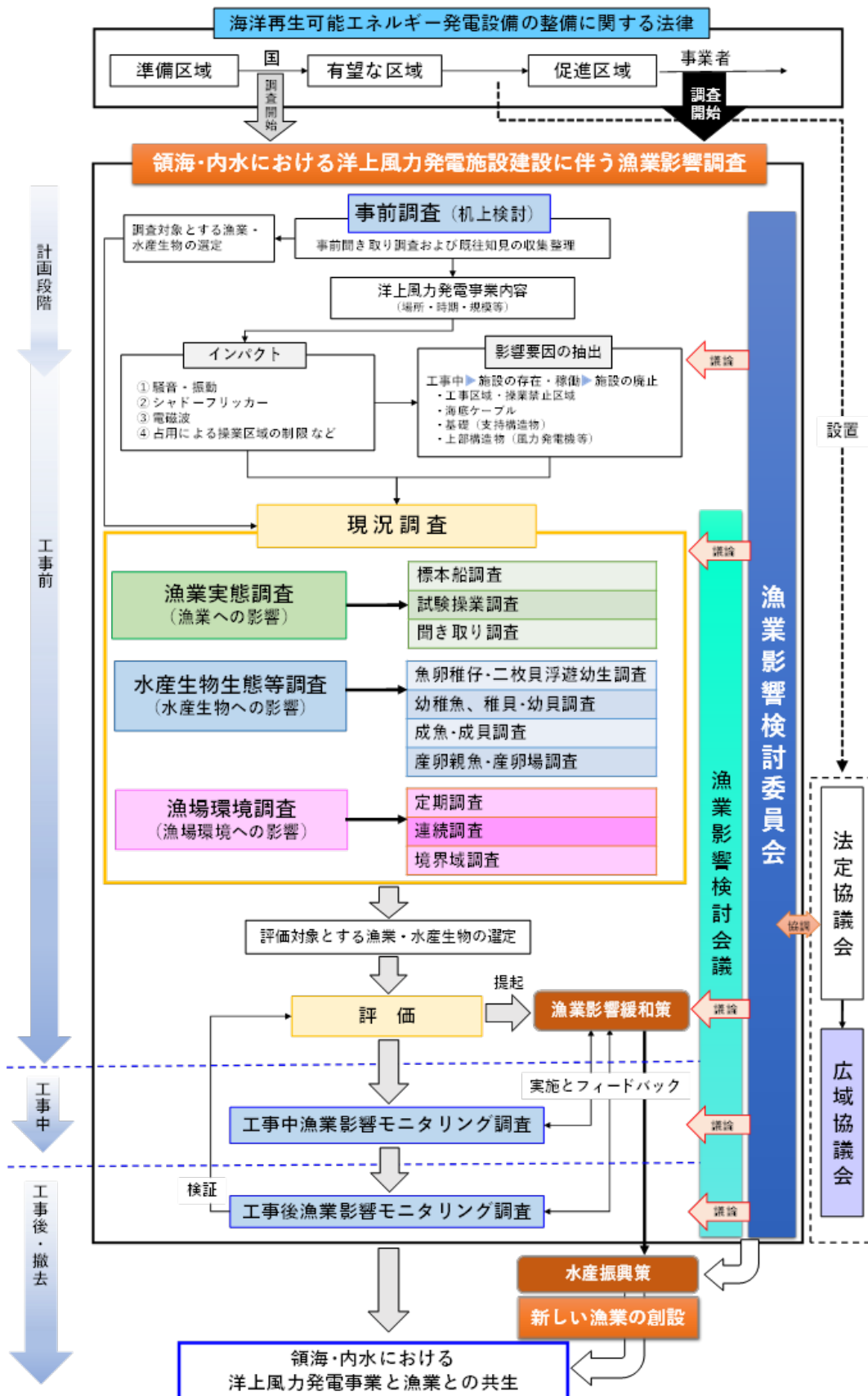
1. 発生するインパクトと想定される漁業影響
2. 洋上風力発電事業実施区域の設定に伴い影響が想定される水産生物と漁業操業

III. 洋上風力発電施設建設に伴う漁業影響調査

1. 基本的な考え方：漁業影響調査の根拠
 - 1) 領海・内水では「漁業に支障を及ぼさないことが見込まれること」（第10条第1項第5号）
 - 2) 排他的経済水域では発電設備設置募集区域に指定する際の条件として「漁業に明白な支障が及ぶとは認められないこと」（第32条第1項第2号）
仮許可事業者から申請があった場合の許可条件として「漁業に支障を及ぼすおそれがないこと」（第38条第1項第5号）
2. 環境アセスメント調査と漁業影響調査の同時実施
 - 1) 領海・内水では「当該区域の状況を調査すること」（第10条第2項）
 - 2) 排他的経済水域では「当該区域の状況を調査すること」（第32条第2項）
 - 3) 漁業影響調査も環境アセスメント調査と同時実施が必要
3. 実施方針
 - 1) 漁業影響検討委員会の設置：調査計画から最終評価までの指導・助言
 - 2) 漁業影響検討会議の設置：法定協議会との協調
 - ・ 領海・内水では法定協議会(第12条第1項)
 - ・ 排他的経済水域では法定協議会(第36条第1項)
 - 3) 実施体制：中立的な機関による科学的な漁業影響調査の実施
 - 4) 経費負担：事前調査は国費等、現況調査は事業者負担
 - 5) 再エネ海域利用法改正案の運用上の問題点とその対応
 - ・ 法定協議会への水産関係者の参画
 - ・ 広域協議会設置の必要性

IV. 漁業影響調査の内容

1. 基本的な考え方：漁業影響評価指針に基づく調査の実施
2. 事前調査：関係者への聞き取り調査、既往知見の収集整理を実施



領海・内水における洋上風力発電施設建設に伴う
漁業に与えるインパクトと漁業影響調査

3. 現況調査

- 1) 調査対象海域：洋上風力発電施設建設海域とその周辺海域
- 2) 調査対象とする漁業等：すべての漁業が対象、多面的機能を含めて実施
- 3) 調査対象とする水産生物：漁業の対象となる魚介類、生態系に関する調査を実施
- 4) 調査測点の配置等：1km 当たり原則 1 測点、周辺海域も同様に実施
- 5) 調査期間：原則 5 年間、ただし 2 年目以降は工事と並行実施可
- 6) 有効期間：調査期間と同じく 5 年間
- 7) 新たな技術の導入：DX 化の推進

4. 調査項目

- 1) 漁業実態調査(標本船調査、聞き取り調査、試験操業調査)
 - 2) 水産生物生態等調査(魚卵稚仔・二枚貝類浮遊幼生調査、幼稚魚調査、稚貝・幼貝調査、成魚・成貝調査、産卵親魚・産卵場調査等)
 - 3) 漁場環境調査(定期調査、連続調査、境界域調査)
 - 4) 実験等による評価のための資料取得
5. 洋上風力発電施設建設に伴う漁業影響緩和策：代償措置を含めて実施

V. 評価：漁業影響評価指針に基づく科学的評価の実施

VI. 漁業影響モニタリング調査

1. 漁業影響モニタリング調査の基本
2. 漁業影響モニタリング調査の構成
3. 調査項目

VII. 水産業の振興による新しい漁業の創設

1. 水産業の振興：水産振興策と代償措置との連携
2. 儲かる漁業：付加価値の向上等
3. 後継者対策：週休二日制の導入、ICT や IoT の導入等
4. 農林水産業を核とする地元振興策：観光業との連携等
5. 漁業の将来の姿：洋上風力発電事業との共生

洋上風力発電事業と漁業とが共生するための重要事項

1. 環境アセスメント調査と漁業影響調査の同時実施
2. 当該区域の状況調査の項目に、漁業影響調査を追加実施
3. セントラル方式による漁業影響調査の実施
4. 法定協議会への水産行政関係者、水産業専門家等の参画
5. 都道府県試験研究機関の参加なくして、漁業影響調査の実施は不可
6. 海底ケーブルの敷設は操業の支障にならない方法で実施